

北九州市告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、法第21条第2項において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月6日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉北区	浅野一丁目、浅野二丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、城内、砂津一丁目、砂津三丁目、馬借一丁目、馬借二丁目、馬借三丁目、古船場町、室町一丁目及び室町二丁目の各一部
八幡西区	大字熊手、大字藤田、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、菅原町、筒井町及び藤田三丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課